●東京都告示第七百七十六号

日刊 (日曜日、 土曜日、 休日休刊



東京都

発 行

次

目

○公共測量の終了 十一件

 \equiv

………………(都市整備局都市基盤部調整課)…

告

示

お 区長から次のように測量を終了した旨通知があったので、 測量法 いて準用する同法第十四条第二項の規定により、 (昭和二十四年法律第百八十八号)第三十九条に 江戸川

同条第三項の規定により告示する。

令和四年五月二十四日

東京都知事 小 池 百 合子

測量施行者 江戸川区

測量の種類 公共測量(地籍調査及び基準点測量)

測量の区域 五丁目各地内下篠崎二丁目、 江戸川区東篠崎一丁目、下篠崎一丁目、 下篠崎三丁目及び南篠崎

四 測量 一の期間 一日まで 令和三年六月一日から令和四年三月三十

●東京都告示第七百七十七号

区長から次のように測量を終了した旨通知があったので、 おいて準用する同法第十四条第二項の規定により、 同条第三項の規定により告示する。 測量法 (昭和二十四年法律第百八十八号)第三十九条に 江戸川

令和四年五月二十四日

測量施行者 江戸川区

東京都知事

小

池

百

合

子

測量の種類 公共測量 (道路台帳作成及び基準点測

測量の区域 崎四丁目、新堀二丁目、谷河内一丁目、江戸川区鹿骨一丁目、鹿骨二丁目、上經 瑞江一丁目、春江町一丁目、春江町二丁 川一丁目、江戸川二丁目、江戸川三丁目目、春江町三丁目、西瑞江三丁目、江戸 東瑞江一丁目及び東瑞江二丁目各地内 鹿骨二丁目、上篠 四 三

測量の期間 令和三年六月一日から令和四年三月三十 日まで

四

●東京都告示第七百七十八号

条第三項の規定により告示する。 長から次のように測量を終了した旨通知があったので、 おいて準用する同法第十四条第二項の規定により、 測量法 (昭和二十四年法律第百八十八号)第三十九条に 青梅市 同

令和四年五月二十四日

東京都知事 小 池 百 合 子

測量施行者 青梅市

測量の種類 公共測量 (地図編集

測量の区域 青梅市、 瑞穂町及び日の出町各地内 福生市、羽村市、あきる野市、

> 四 測量の期間 令和三年十二月十六日から令和四年三 十八日まで

月

●東京都告示第七百七十九号

長から次のように測量を終了した旨通知があったので、 お 測量法 いて準用する同法第十四条第二項の規定により、 (昭和二十四年法律第百八十八号)第三十九条に

条第三項の規定により告示する。

令和四年五月二十四日

東京都知事 小 池 百 合

子

測量施行者 福生市

測量の種類 公共測量 (地図編集

測量の区域 青梅市、福生市、羽村市、あきる野市 瑞穂町及び日の出町各地内

測量の期間 令和三年十二月十六日から令和四年三月 十七日まで

●東京都告示第七百八十号

条第三項の規定により告示する。 長から次のように測量を終了した旨通知があったので、 おいて準用する同法第十四条第二項の規定により、 測量法 (昭和二十四年法律第百八十八号)第三十九条に 羽村市

令和四年五月二十四日

東京都知事 小 池 百 合

子

測量施行者 羽村市

測量の種類 公共測量 (地図編集

測量の区域 瑞穂町及び日の出町各地内 青梅市、 福生市、羽村市、あきる野市、

 \equiv

測量の期間 令和三年十二月十六日から令和四年三月

四

 \triangleright

四

十八日まで

●東京都告示第七百八十一号

同条第三項の規定により告示する 野市長から次のように測量を終了した旨通知があったので おいて準用する同法第十四条第二項の規定により、 測量法 (昭和二十四年法律第百八十八号)第三十九条に あきる

令和四年五月二十四日

東京都知事 小 池 百 合

子

測量施行者 あきる野市

測量の種類 公共測量(地図編集

測量の区域 青梅市、福生市、羽村市、あきる野市、 瑞穂町及び日の出町各地内

四 測量 一の期 間 令和三年十二月十六日から令和四年三月 十八日まで

●東京都告示第七百八十二号

町長から次のように測量を終了した旨通知があったので、 おいて準用する同法第十四条第二項の規定により、 測量法 (昭和二十四年法律第百八十八号)第三十九条に 日の出

令和四年五月二十四日

同条第三項の規定により告示する。

東京都知事 小 池 百 合 子

測量施行者 日 1の出町

測量の種類 公共測量 (地図!

測量の区域 青梅市、 瑞穂町及び日の出町各地内 福生市、羽村市、 あきる野市、

測量 一の期間 令和三年十二月十六日から令和四年三月 十八日まで

発 行

東

都

本号 箇月

三〇円

美 印

刷

株

郵便番号

定 価

電話 〇三(五三二一)一一一(代) 東京都新宿区西新宿二丁目八番一号

●東京都告示第七百八十三号

条第三項の規定により告示する。 おいて準用する同法第十四条第二項の規定により、 長から次のように測量を終了した旨通知があったので、 測量法 (昭和二十四年法律第百八十八号)第三十九条に 瑞穂町 同

令和四年五月二十四日

東京都知事 小 池 百

合

子

測量施行者 瑞穂町

測量の種類 公共測量 (地図編集

測量の区域 青梅市、 瑞穂町及び日の出町各地内 福生市、 羽村市、 あきる野市、

 \equiv

四

測量の期間 令和三年十二月十六日から令和四年三月 十八日まで

●東京都告示第七百八十四号

長から次のように測量を終了した旨通知があったので、 おいて準用する同法第十四条第二項の規定により、 条第三項の規定により告示する。 測量法 (昭和二十四年法律第百八十八号)第三十九条に 稲城市 同

令和四年五月二十四日

東京都知事 小 池 百 合

子

測量施行者 稲城市

測量の種類 公共測量 (空中写真撮影

 \equiv 測量の区域 稲城市地内

四

測量の期間 令和三年十二月一 十 日まで 日から令和四年三月三

●東京都告示第七百八十五号

同条第三項の規定により告示する。 市長から次のように測量を終了した旨通知があったので、 おいて準用する同法第十四条第二項の規定により、 測量法 (昭和二十四年法律第百八十八号)第三十九条に

令和四年五月二十四日 東京都知事

小

池

百 合子

測量施行者 武蔵野市

測量の種類 公共測量 (道路管理

 \equiv 測量の区域 武蔵野市地内

測量の期間 令和三年十一 八日まで 月一日から令和四年三月十

几

●東京都告示第七百八十六号

条第三項の規定により告示する。 長から次のように測量を終了した旨通知があったので、 測量法 いて準用する同法第十四条第二項の規定により、 (昭和二十四年法律第百八十八号)第三十九条に 町田市 同

令和四年五月二十四日

東京都知事 小 池 百 合

子

測量施行者 町田市

測量の種類 公共測量 (二級基準点測量

測量の期間 令和三年十一 十一日まで 月三十日から令和四年三月

四 \equiv

測量の区域

町田市本町田及び金井町各地内

|電話 ○三(三八一二)五二○一(代) |東京都文京区白山一丁目十三番七号 式 会 社 郵便番号 113**-**0001 **√** FSC ミックス 艇

リサイクル適性(例)